

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年8月12日
【会社名】	東日本高速道路株式会社
【英訳名】	East Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 由 木 文 彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・経理本部経理財務部長 佐 藤 雄 彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・経理本部経理財務部長 佐 藤 雄 彦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	令和6年2月22日
【発行登録書の効力発生日】	令和6年3月1日
【発行登録書の有効期限】	令和8年2月28日
【発行登録番号】	6 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,215,000百万円
【発行可能額】	408,900,000,000円 (408,900,000,000円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出して おります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、令和7年8月12日(提出日)であります。
【提出理由】	令和6年2月22日に提出した発行登録書及び令和6年8月20 日に提出した訂正発行登録書に記載されている「第三部 保 証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報 3 継 続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」の記載につ いて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より 「高速道路機構令和6事業年度決算承認及び決算に合わせて 開示する高速道路事業関連情報について」と題する書面が作 成、記者発表されたことによる当該書面記載の情報に合わせ た情報の訂正及びその他訂正すべき事項がありますので、訂 正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。

(注)訂正を要する箇所及び訂正した箇所には、下線を付して表示しております。

第三部 【保証会社等の情報】

第2 【保証会社以外の会社の情報】

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

(訂正前)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本訂正発行登録書提出日(令和6年8月20日)現在の機構の概要は下記のとおりです。

<中略>

主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

子会社及び関連会社はありません(令和6年3月31日現在)。

<中略>

資本金及び資本構成

令和6年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,651,733百万円
政府出資金	4,120,241百万円
地方公共団体出資金	1,531,491百万円
資本剰余金	839,283百万円
資本剰余金	2,139百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	13,789百万円
減価償却相当累計額()	11,640百万円
減損損失相当累計額()	2,061百万円
除売却差額相当累計額()	87百万円
利益剰余金	8,892,809百万円
純資産合計	15,383,825百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の

規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

<後略>

(訂正後)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本訂正発行登録書提出日(令和7年8月12日)現在の機構の概要は下記のとおりです。

<中略>

主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

子会社及び関連会社はありません(令和7年3月31日現在)。

<中略>

資本金及び資本構成

令和7年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,651,791百万円
政府出資金	4,120,270百万円
地方公共団体出資金	1,531,520百万円
資本剰余金	838,956百万円
資本剰余金	2,526百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	14,502百万円
減価償却相当累計額()	12,349百万円
減損損失相当累計額()	2,061百万円
除売却差額相当累計額()	91百万円
利益剰余金	9,523,042百万円
純資産合計	16,013,789百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほ

か、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

<後略>